

会員各位 令和4年2月14日発行

機構通信 号外

発行：湯沢町観光まちづくり機構
Tel.025-785-5505（平日8:30～17:15）

新潟県への「まん延防止等重点措置」適用延長に伴う運用変更について

今月13日（日）までの終期が、**令和4年3月6日（日）まで延長**となりました。

延長に伴い、「使っ得！にいがた県民割キャンペーン」「にいがたスキーONI割キャンペーン」の
新規予約・リフト券等の販売は引き続き停止となります。

飲食店への時短営業も**令和4年3月6日（日）まで**

引き続き要請されます。



「使っ得！
公式
サイト」



公式「ONI割」
サイト

なお、今回の要請から、**『認証申請中』の店舗は酒類提供ができません。**

認証申請中の店舗は、認証日から「認証店舗」としての営業が可能となります。申請後、認証されるまで5日～7日程かかる見込みです。詳細は新潟県公式ホームページにてご確認ください。

■「にいがた安心なお店応援プロジェクト」詳細ページ ➡



「がんばろう湯沢」商品券の利用期限延長について

2月28日（月）までとしていた利用期限を、**令和4年3月31日（木）まで延長**します。

新しい情報は随時湯沢町観光まちづくり機構のホームページで更新いたします。

■湯沢町観光まちづくり機構ホームページ ➡



※「まん延防止等重点措置」の適用が解除される時期に
変更があった場合、再度運用が変更される可能性があります。

「事業復活支援金」について

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金が支給されます。詳細は公式サイトをご確認ください。

【申請期間】

令和4年1月31日（月）～5月31日（火）



「事業復活支援金」
事務局公式サイト